

印鑑登録される方へのご案内

1.登録ができる人

鈴鹿市に住民登録をしている15歳以上の人（意思能力を有しない人は登録できません）

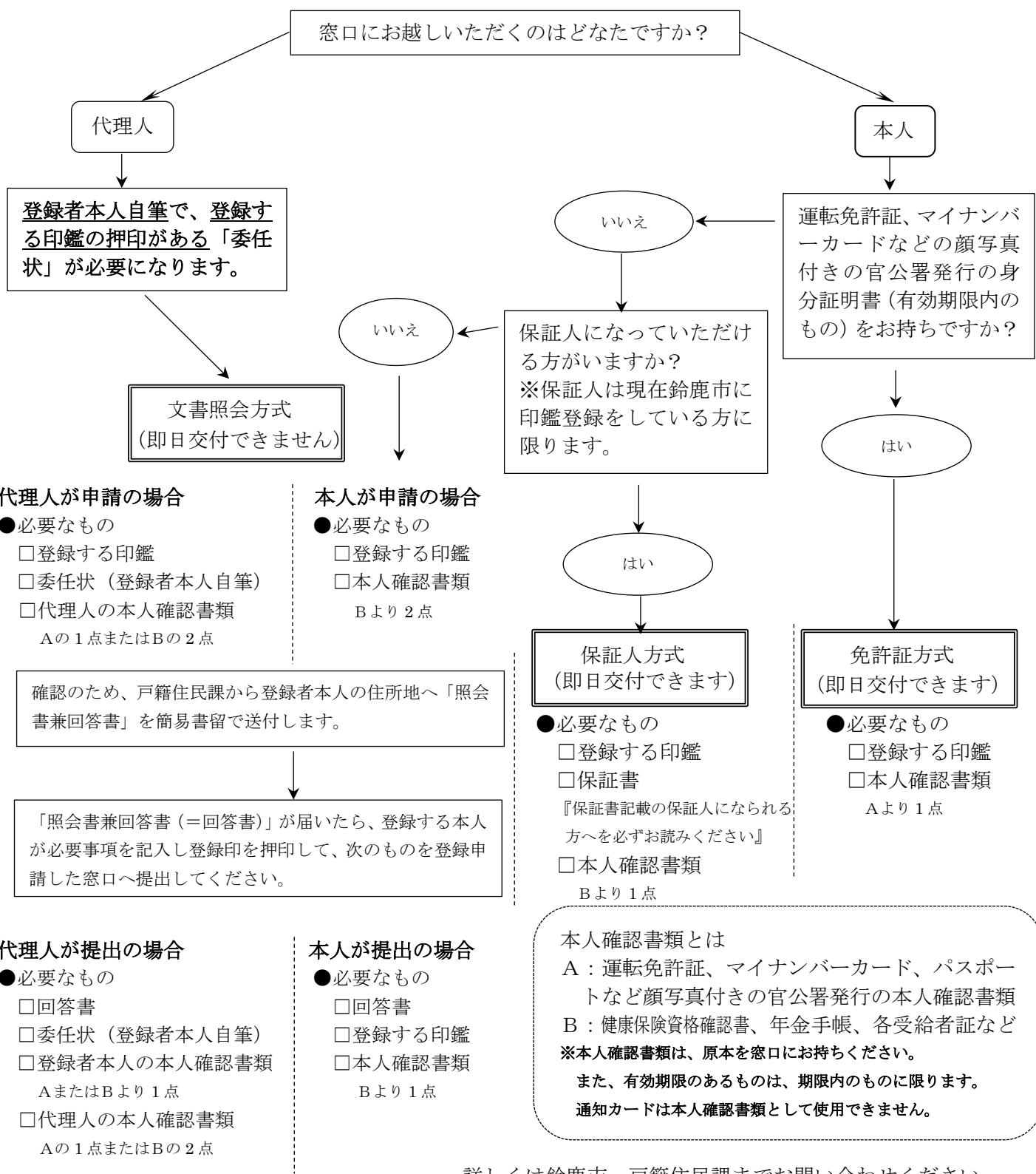
2.登録ができる印鑑

8ミリ～25ミリの大きさで、住民登録に記載されている文字を使用しているもの。

ゴム印等で変形しやすい材質の印鑑、欠けている印鑑、すでに登録されている印鑑は登録できません。

3.登録方法

登録方法は次の3つの方法があります。



詳しくは鈴鹿市 戸籍住民課までお問い合わせください。

電話 059-382-9013